

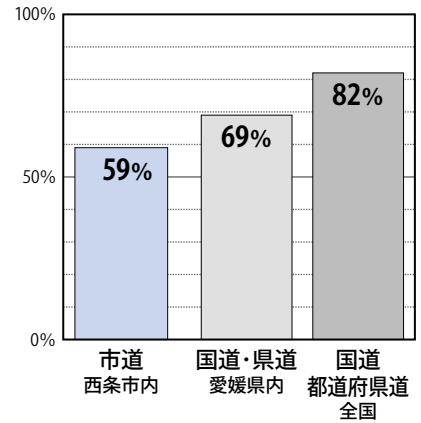
もう道路は十分整備されているのでは？

西条市内の道路の総延長は、市道だけでも1,073kmあります。以前に比べれば着実に道路は安全・快適になってきていますが、車の離合ができる幅のある道路の割合（改良率と言います）は、西条市内の市道で59%にすぎません。（全国の国道・県道の改良率は82%、愛媛県内の国道・県道の改良率は69%）

また、市内の市道には927の橋がありますが、今後20年間で建設後50年を超える老朽橋は262橋と、全体の約3割となります。

これから起こりうる南海・東南海地震など、災害時に救命活動や復旧活動を確実に行うためには、橋梁をはじめとする道路の耐震対策や適切な維持管理は急を要しています。

▼ 道路改良率 ▼



国道や県道があるから大丈夫じゃないの？

暫定税率等が廃止された場合、平成18年度に愛媛県で行われた道路整備の事業費で試算すると、国・県合わせて約852億円だった事業費が、廃止後は591億円減少し、事業費は261億円となってしまいます。

この結果、県の改良事業はまったくできなくなり、国の行う事業も約6割まで減少し、県道や国道の道路の拡幅や歩道をつけるなど現在進めている工事も大幅に遅れ、新たな箇所には手をつけられなくなったり、日常の道路維持管理にも支障が出たりする可能性があります。



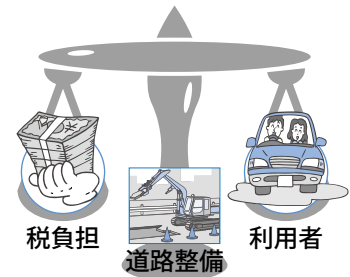
道路特定財源って何？

「道路特定財源」は、道路を整備するための安定的な財源の確保のために創設され、受益者負担の考え方に基づき、自動車を利用する方々に、利用に応じて負担していただいている仕組みです。

● 受益者負担とは？

道路を利用することで、移動の時間が短縮されたり、商品やお客さんを運搬したりするなど、道路の利便性によって利益を受けている方、すなわち自動車を利用している方々から、新しい道路の建設費や、今使っている道路の維持費などを負担していただくことです。

例えば、大きな（重たい）車ほど道路の痛みは大きくなるため、自動車の重さに従って「自動車重量税」を負担していただき、繰り返しあるいは長い距離の道路を利用する方には、それだけ多くの道路の利便性を受け、より多くの道路を痛めるため、走行距離に比例して消費する燃料の量に従って「揮発油税（ガソリン税）」などを負担していただいております。受益者負担は受益と税負担の公平性を確保しようとする仕組みです。そのため、「道路特定財源を一般財源化することは、自動車利用者へのみ高額な税負担を強いることになり、受益者負担の原則とは言えず違法である」との意見があります。

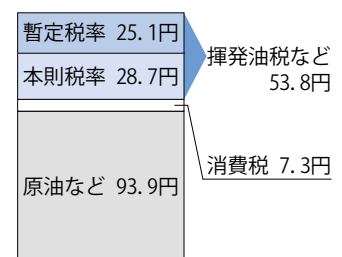


● 暫定税率とは？

道路整備は、ほかの公共事業と同様、完成までに多くの時間と費用を要します。特に道路の場合には、ある程度の区間（延長）の整備ができることで十分な効果を発揮するという特徴があるため、計画的な予算の確保ができないことで、なかなか整備が進みませんでした。

そこで、立ち遅れている道路の整備を進めるために、受益者負担の原則に基づき揮発油税などの制度を設け、これらの税率を暫定的に引き上げてきています。この税率を暫定的に引き上げる措置は5年ごとに見直されており、現在の暫定税率等は平成20年3月末（自動車重量税は4月末）で期限が切れます。

ガソリン価格の内訳



ガソリン小売価格が155円/ℓの場合

問合せ：市庁舎別館建設道路課 道路調査情報係 TEL0897-52-1232